

令和7年度（2025年度）

姫路市教育委員会
姫路市中学校・義務教育学校（後期課程）
部活動指導員
（会計年度任用職員）募集案内



しろまるひめ

- 申込期間 令和7年3月3日(月)から12月26日(金)まで
- 面接会場 姫路市役所北別館6階 教育委員会 健康教育課
- 申込先 姫路市教育委員会 健康教育課 体育安全係
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
姫路市役所 北別館6階
電話番号 079(221)2770

募集内容

■ 職務内容

勤務場所の中学校又は義務教育学校後期課程（以下「中学校等」という。）の部活動(注)における次に掲げる職務であって、学校長が指示するもの

- (1) 実技の指導（当該部活動の顧問又は監督を任命された者にあつては、単独で行う指導を含む。）
- (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- (3) 学校外で行われる活動（大会、練習試合等）の引率
- (4) 用具、施設等の点検及び管理
- (5) 生徒指導
- (6) 年間（月間）指導計画の作成
- (7) 事故発生時の現場対応

(注) 部活動指導員が専門とする種目とは限りません。

■ 対象者

次の(1)から(3)までに該当する者

- (1) 学校、または地域クラブ等において学生への指導経験を3年以上有すること。
- (2) 大会、行事等により土日・祝日の勤務ができること。
- (3) 地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事項（次のアからウまで）に該当しないこと。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

イ 姫路市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。

ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

■ 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号のパートタイムの会計年度任用職員として任用します。

■ 任用期間

令和7年4月1日以降で別に定める任用日から令和8年3月31日まで

業務上特に必要があり、勤務実績に基づく能力実証の結果が良好であれば、翌年度以降も最大で連続4回まで、公募によらず再度任用する場合があります。

■ 採用予定人数

若干名

勤務条件等

■ 勤務場所

姫路市立の中学校等

■ 勤務日・勤務時間

1日3時間以下、週当たり9時間以下、月36時間以下を基準とする。

あらかじめ、勤務日や勤務時間は学校長が割り振るものとします。

部活動大会引率等のため土日・祝日の勤務があります。

■ 報酬等

1時間につき 1,500 円

他に、姫路市の規定により通勤手当に相当する費用を支給します。

また、勤務場所を離れて大会等へ引率する業務が発生した場合は、姫路市の規定により旅費を支給します。

■ 福利厚生

労災保険に加入します。

■ 休暇等

年次有給休暇は、姫路市の基準により、継続した勤務年数に応じて任期初日に付与します。なお、翌年度以降に継続して任用する場合は、残日数を引き継ぐことができます。

申込方法

■ 必要書類

「姫路市中学校・義務教育学校（後期課程）部活動指導員申込書」に必要事項を記入の上、申込期間内に申込先まで、持参してください。申込書はホームページからダウンロードし、A4サイズに印刷して使用してください。

本人の自筆により記入し、写真（縦4cm×横3cm、上半身無帽、正面、申込前3月以内に撮影したもの）を貼付してください。

※提出いただいた申込書はお返ししません。あらかじめご了承ください。

■ 申込期間

令和7年3月3日（月）から12月26日（金）まで（土日祝日を除く）

9時から17時まで

■ 申込先

〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地

姫路市教育委員会 健康教育課 体育安全係（姫路市役所 北別館 6 階）

電話番号 0 7 9 (2 2 1) 2 7 7 0

■ 試験方法

面接

「申込書」持参時に面接を実施し、随時任用を決定します。

お越しになる前に、連絡をしていただき、来庁の予定を電話にて事前にご相談ください。

■ 面接会場

姫路市役所 北別館 6 階 教育委員会 健康教育課内 （姫路市安田四丁目 1 番地）

■ 当日持参するもの

申込書 筆記用具

採用結果

■ 結果通知

面接後、近日中にお知らせします。

任用日は、その年度の市内中学校の部活動の状況により、決定します。年度当初は登録者とし、学校の状況に応じ年度途中から任用する場合があります。

採用後、申込書の記載事項に不正があることが判明した場合には、採用を取り消す場合があります。